

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学授業料等徴収規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 授業料等（第2条～第11条）
- 第3章 手数料（第12条～第15条）
- 第4章 その他（第16条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学学則（以下「学則」という。）第44条の規定に基づき、学部及び大学院（以下「学部等」という。）における入学検定料、入学料、授業料、研究料、履修料及び研修料（以下「授業料等」という。）、実践教育センター（以下「センター」という。）における授業料等、その他の料金の額及び徴収の方法に関し、必要な事項を定める。

第2章 授業料等

（授業料等）

第2条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める授業料等を納付しなければならない。

- （1） 入学を志願する者 入学検定料
- （2） 入学をしようとする者 入学料
- （3） 学生 授業料
- （4） 研究生 研究料
- （5） 科目等履修生 履修料
- （6） 研修生 研修料

2 前項各号に掲げる授業料等の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

（入学検定料及び入学料の徴収方法）

第3条 入学検定料は、入学願書を提出する際に納付しなければならない。

2 入学料は、入学手続をする際に納付しなければならない。ただし、学則第30条第2項に基づく許可を受けた者は、別に定める期日までに納付するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、入学検定料及び入学料の徴収について必要な事項は、別に定める。

(入学料の減免)

第4条 理事長は、入学料の納付が極めて困難な学部等の学生に対しては、願い出により審査のうえ徴収の猶予、入学料の全部又は一部の免除（以下「入学料の減免等」という。）をすることができる。

2 入学料の減免等について必要な事項は、別に定める。

(授業料、研究料、履修料及び研修料の徴収方法)

第5条 学部等の学生の授業料は、年額の2分の1に相当する額を、学則第23条で規定する前期及び後期に分けて、それぞれ6月及び11月の理事長の指定する日に納付しなければならない。

2 学部等の研究生の研究料は、研究する期間分を一括して、科目等履修生の履修料は履修する単位分を一括して、研修生の研修料は研修を受ける期間分を一括して、それぞれ学長の指定する日に納付しなければならない。

3 センターの学生の授業料は、年額を理事長の指定する日に納付しなければならない。ただし、理事長が特に認める場合は、この限りでない。

4 センターの科目等履修生の履修料は、履修する単位分を一括して、理事長が指定する日に納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、授業料の徴収について必要な事項は、別に定める。

(復学及び編入学等の場合の授業料)

第6条 学部等の学期の中途において復学、転入学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者の当該学期分の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から復学等の日の属する学期の最後の月までの月数を乗じて得た額とし、理事長が指定する日に納付しなければならない。

2 センターの課程の修業期間の中途において復学をした者の授業料の額は、復学した日以降の当該年度に履修する時間数に応じた額とし、理事長が指定する日に納付しなければならない。

(中途卒業等の場合における授業料)

第7条 学期の中途において卒業、退学若しくは転学をした者又は除籍をされた者の当該学期分の授業料は、その全額を徴収する。

(授業料等の不還付)

第8条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、理事長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(授業料の減免等)

第9条 理事長は、授業料の納付が極めて困難な学部等の学生に対しては、願い出により審査のうえ授業料の分納の許可、徴収の猶予又は全部若しくは一部の免除（以下「授業

料の減免等」という。)をすることができる。

2 授業料の減免等について必要な事項は、別に定める。

(休学等の場合の授業料の免除)

第 10 条 学部等の休学又は留学の場合において、その期間が学期の全日にわたることとなるときは、当該学期に係る授業料は、免除する。

2 センターの課程において、休学の期間が当該年度の修業期間の全日にわたることとなるときは、当該年度に係る授業料は、免除する。

第 3 章 手数料

(証明書交付手数料)

第 11 条 学部等またはセンターの学生(科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び研究生を除く。)であった者についての卒業証明書、修了証明書、単位取得証明書、成績証明書その他これに類する証明書又は科目等履修生及び特別聴講学生であった者についての単位取得証明書若しくは研究生であった者についての修了証明書の交付を受けようとする者は、証明書交付手数料を納付しなければならない。

2 前項に定める証明書交付手数料の額は別表第 1 に掲げるとおりとする。

3 既納の証明書交付手数料は、還付しない。ただし、理事長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(免許状更新講習手数料等)

第 12 条 神奈川県立保健福祉大学が行う教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づく免許状更新講習を受講する者は免許状更新講習手数料を納付しなければならない。

2 講習を終了した者についての修了証明書の交付を受けようとする者は、講習修了証明書交付手数料を納付しなければならない。

3 免許状更新講習手数料及び講習修了証明書交付手数料の額は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(免許状更新講習手数料の徴収方法)

第 13 条 免許状更新講習手数料は、講習受講の手続をする際に納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、受講者選考手数料の徴収について必要な事項は、別に定める。

(免許状更新講習手数料等の不還付)

第 14 条 既納の免許状更新講習手数料及び講習修了証明書交付手数料は、還付しない。ただし、理事長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

第4章 その他

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、授業料等の徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(神奈川県立看護教育大学の学生であった者についての証明書交付手数料に関する措置)

2 神奈川県立看護教育大学の学生であった者についての卒業証明書若しくは成績証明書又は科目等履修生であった者についての履修証明書若しくは成績証明書の交付を受けようとする者から、別表第1に規定する額の証明書交付手数料を徴収する。

(授業料の徴収方法の特例)

3 令和2年度の授業料を納付しなければならない月は、第4条第1項の規定に関わらず、前期は9月、後期は12月とする。

(入学検定料の徴収方法の特例)

4 令和3年度に実施する保健福祉学研究科の入学者選抜試験において、新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等の理由により二次募集への振替受験が認められ、当該二次募集の入学願書が提出された場合、当該入学願書を提出した者が納付する入学検定料は、第3条第1項の規定に関わらず、免除する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日にセンターに在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1のセンターの学生の授業料及びセンターの科目等履修生の履修料の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、交付の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、交付の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和7年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第12条関係)

区分	入学検定料	入学料		授業料、研究料、履修料又は研修料	証明書交付手数料
		神奈川県内に住所を有する者で入学選抜の合格発表の日の1年前の日から引き続き神奈川県内に住所を有する者。	その他の者		
学部の学生	1万7,000円	14万1,000円	28万2,000円	年額 53万5,800円	1通につき400円
大学院の学生	3万円	14万1,000円 ただし、本学学部を卒業した者(卒業見込みの者を含む)又は本学	28万2,000円 ただし、本学学部を卒業した者(卒業見込みの者を含む)又は本学	(1) 年額 ((2)に該当する場合を除く。) 53万5,800円	1通につき400円
				(2) 長期履修	

		<p>大学院を修了した者（修了見込みの者を含む）は全額を免除する。</p>	<p>大学院を修了した者（修了見込みの者を含む）は全額を免除する。</p>	<p>学生が納付する授業料の年額は、(1)の額に2を乗じて得た額（以下「授業料の合計額」という。）を当該長期履修学生の修業年限の年数で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該長期履修学生がその長期履修期間を短縮することを認められた場合の授業料の年額は、授業料の合計額から当該長期履修学生が既に納付した授業料の額を控除し、その控除して得た額を当該長期履修学生の残りの修業年限の年数で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p>	
--	--	---------------------------------------	---------------------------------------	--	--

研究生	9,800 円	8 万 4,600 円	16 万 9,200 円	月額 2 万 9,700 円	1 通につき 400 円
学部等の 科目等履 修生	9,800 円	2 万 8,200 円	5 万 6,400 円	1 単位 1 万 4,800 円	1 通につき 400 円
研修生				実験系 月額 3 万 5,300 円	1 通につき 400 円
				非実験系 月額 1 万 7,600 円	
特別聴講 学生					1 通につき 400 円
センター の学生	8,800 円	7 万 100 円	14 万 200 円	(1) ((2)に 該当する場合を 除く。) 100 時間以下の 履修時間 年額 2 万 300 円 100 時間を超え 200 時間以下の 履修時間 年額 4 万 700 円 200 時間を超え 300 時間以下の 履修時間 年額 6 万 1,000 円 300 時間を超え 400 時間以下の 履修時間 年額 8 万 1,400 円 400 時間を超え 500 時間以下の 履修時間	1 通につき 400 円

				<p>年額 10 万 1,800 円 500 時間を超え 600 時間以下の 履修時間</p> <p>年額 12 万 2,200 円 600 時間を超え 700 時間以下の 履修時間</p> <p>年額 14 万 2,500 円 700 時間を超え 800 時間以下の 履修時間</p> <p>年額 16 万 2,900 円 800 時間を超え 900 時間以下の 履修時間</p> <p>年額 18 万 3,200 円 900 時間を超え 1,000 時間以下 の履修時間</p> <p>年額 20 万 3,700 円 1,000 時間を超 え 1,100 時間以 下の履修時間</p> <p>年額 22 万 4,000 円 1,100 時間を超 える履修時間</p> <p>年額 24 万 4,400 円</p>	
				(2) 感染管理 認定看護師教育 課程の学生で入	

				学料の区分が 「その他の者」 に該当する者 100 時間以下の 履修時間 年額 4 万 600 円 100 時間を超え 200 時間以下の 履修時間 年額 8 万 1,400 円 200 時間を超え 300 時間以下の 履修時間 年額 12 万 2,000 円 300 時間を超え 400 時間以下の 履修時間 年額 16 万 2,800 円 400 時間を超え 500 時間以下の 履修時間 年額 20 万 3,600 円 500 時間を超え 600 時間以下の 履修時間 年額 24 万 4,400 円 600 時間を超え 700 時間以下の 履修時間 年額 28 万 5,000 円	
--	--	--	--	--	--

				700 時間を超え 800 時間以下の 履修時間 年額 32 万 5,800 円 800 時間を超え 900 時間以下の 履修時間 年額 36 万 6,400 円 900 時間を超え 1,000 時間以下 の履修時間 年額 40 万 7,400 円 1,000 時間を超 え 1,100 時間以 下の履修時間 年額 44 万 8,000 円 1,100 時間を超 える履修時間 年額 48 万 8,800 円	
センター の科目等 履修生	4,400 円	1 万 4,300 円	2 万 3,800 円	1 学科目につ き、6,000 円に 当該学科目の時 間数を乗じ、そ の額を 15 で除し て得た額（その 額に 100 円未満 の端数を生じた ときは、これを 切り捨てた額）	1 通につき 400 円

別表第 2（第13条関係）

区分	金額
免許状更新講習手数料	1 時間につき 1,000 円
講習修了証明書交付手数料	1 通につき 400 円